



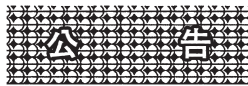
長野県報

4月9日(月)
平成19年
(2007年)
第1853号

目次

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出(産業政策課)	1
土地区画整理事業の施行の認可(都市計画課)	1
開発行為に関する工事の完了(2件)(建築管理課)	1
一般競争入札(砂防課)	2
一般競争入札(議事課)	2



公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年4月9日

長野県知事 村 井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社小山家具
佐久市岩村田池の畑355
- 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所
小 山 真知子
佐久市臼田567-10
- 廃止前の店舗面積の合計
1,350㎡
- 廃止後の店舗面積の合計
0㎡
- 廃止した日
平成19年1月31日

産業政策課

公 告

土地区画整合法(昭和29年法律第119号)第4条第1項の規定により、次の土地区画整理事業の施行を認可しました。

平成19年4月9日

長野県知事 村 井 仁

- 土地区画整理事業の名称
諏訪市大手豊田線サンロード沿道整備土地区画整理事業
- 施行者の名称及び住所
諏訪市 諏訪市高島1丁目22番30号

都市計画課

3 事業施行期間

平成19年4月2日から平成23年3月31日

4 施行地区

諏訪市諏訪一丁目、末広、大手二丁目の各一部

5 事務所の所在地

諏訪市高島1丁目22番30号 諏訪市建設部都市計画課内

6 施行認可の年月日

平成19年4月2日

7 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

8 公告の方法

諏訪市公告式条例(昭和36年3月1日 諏訪市条例第16号)による。

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年4月9日

長野県松本地方事務所長 鎌 田 泰太郎

- 許可番号 平成18年11月21日
長野県松本地方事務所指令18松地政第34-8号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大門三番町615-1、615-2、791-1、792-1、792-2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市大字広丘原新田573-6
有限会社小林不動産 代表取締役 小 林 茂 水

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年4月9日

長野県長野地方事務所長 片山昌男

- 1 許可番号 平成19年2月26日
長野県長野地方事務所指令18長地政第2-5号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字日滝字郷原321-7（第1工区）
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市大字日滝164 北澤幸雄
須坂市大字須坂851
須坂土建工業㈱ 代表取締役 山崎 覺道

建築管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年4月9日

長野県木曾建設事務所長 西澤 博

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
御岳山監視カメラの保守点検業務
 - (2) 役務の特質
入札説明書のとおりです。
 - (3) 履行期間
契約の締結日から平成20年3月31日まで
 - (4) 履行場所
長野県木曾建設事務所管内
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。
 - (5) 過去10年以内に同種の設備の保守点検業務の履行実績を有す

る者であること。

- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
木曾郡木曾町福島2757-1 長野県木曾合同庁舎
長野県木曾建設事務所 総務課
電話 0264(25)2237
- 4 入札手続等
 - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年4月16日(月) 午後2時
イ 場所 長野県木曾合同庁舎 501会議室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年4月12日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

砂防課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年4月9日

長野県議会事務局長 徳武和夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
平成19年度 委員会録音テープ反訳業務
 - (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成20年3月31日まで

(4) 入札方法

テープ反訳業務1分当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県議会事務局議事課
電話 026(235)7413

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札説明会
実施しません。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年4月24日(火) 午前11時
イ 場所 長野県庁 議会増築棟第2特別会議室
- (4) 郵送入札書の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (5) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年4月17日(火)午後4時まで以上に上記3の場所へ提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (6) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

議事課